

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
令和3年度きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談労働者派遣業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所  
京都府庁（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）または京都府が別途指定する場所。
- (5) 条件
  - ア 当該入札の落札者は落札条件と同条件で京都市と随意契約を実施する。
  - イ 当該入札に係る予定数量及び単価の積算は、当該入札の予定数量と前号による契約の予定数量の合計を基に積算すること。
  - ウ 当該業務に係る料金の請求は1の(5)のアによる契約との契約の合計金額をそれぞれの人口比率で按分の上、京都府及び京都市に請求すること。

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部健康対策課（京都府庁第2号館3階）  
電話番号（075）414-4725
- (2) 入札説明書の交付期間  
令和3年3月15日（月）から令和3年3月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）  
交付期間中の午前9時から正午及び午後1時30分から午後5時までの間に交付を受けること。

## 3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
  - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
  - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
  - エ 労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定め

る労働者派遣事業者の認可を受けていること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか次に掲げる者

(7) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 次のいずれかに該当する者

- a 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

カ 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 新型コロナウイルスコールセンターの看護師または保健師の派遣実績を有すること。

(4) 京都府内に本社、支社、または営業所を有すること。

## 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)に同じ

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(7) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(イ) インターネットからダウンロードする場合

以下からダウンロード

京都府ホームページ

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款、個人にあつてはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ロ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(ハ) 営業経歴書及び営業実績調書

(ニ) 印鑑証明書

(ホ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

(ヘ) 誓約書

(ト) 京都府指名競争入札についての確約書

(チ) 労働者派遣事業者であることを証明する書類（派遣事業許可証）の写し

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、令和3年度きょうと新型コロナ医療相談センター電話相談労働者派遣業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

9 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに文書により当該変更に係る事項を届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めた

ときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

## 11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 12 仕様書に係る質問及び回答について

### (1) 質問書の提出

ア 提出期間 令和3年3月15日（月曜日）午前9時から令和3年3月22日（月曜日）正午まで

イ 提出方法持参又はファックス送信（期限厳守）により提出すること。

なお、持参の場合は、提出期間中の土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

ウ 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部健康対策課

電話番号075-414-4725 FAX 075-431-3970

エ 提出様式 第10号様式を使用すること。

オ その他ファックスで提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること。なお、提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱うこととする。

### (2) 回答書の交付

回答書は、令和3年3月23日（水曜日）にFAXにより交付する。

(3) 質問書及び回答書の取扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。

イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

13 説明会の開催日等

本件入札に係る説明会を開催する。参加を希望する場合は、以下の開催日時及び開催場所に集合すること。

開催日時 令和3年3月19日（金）午後3時

開催場所 京都府庁1号館1階応接室

14 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 令和3年3月29日（月）午後5時から

イ 場 所 京都府公館第5会議室（京都府公館4階）

ウ 郵送による場合の入札書の受付期限、提出先など

(ア) 受付期限 令和3年3月26日（金）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部健康対策課課疾病対策係  
（担当者：吉田）

(ウ) そ の 他 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

入札書は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から交通費に係る金額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から交通費に係る金額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に交通費に係る金額を加えた金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

15 入札保証金  
免除する。

16 契約保証金  
京都府会計規則第1項の規定により、契約金額の100分の10とする。ただし、同条第2項各号に該当する場合は免除する。

17 その他

- (1) 1から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。